

災害時要援護者を登録

高齢者や障害者を 災害から守ります！



町では、災害時要援護者支援マニュアルを策定しました。このマニュアルに基づき、「災害時要援護者登録申請」の受付を始めます。

この申請は、ひとり暮らし高齢者や障害者など、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする方が、災害時などに地域の支援を受けられるようにするために、あらかじめ個人の情報を町に登録するものです。

災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、地震等災害が発生した場合に自力での移動や情報の収受が難しく避難するために何らかの助けが必要となる方で、次の基準に該当する方とします。

登録対象者

- ①ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- ②寝たきり高齢者（65歳以上）
- ③高齢者のみの世帯（75歳以上）
- ④身体障害（児）者（身体障害者手帳3級以上）
- ⑤知的障害（児）者（療育手帳A判定（A1、A2））
- ⑥精神障害者
- ⑦難病患者
- ⑧人工透析患者

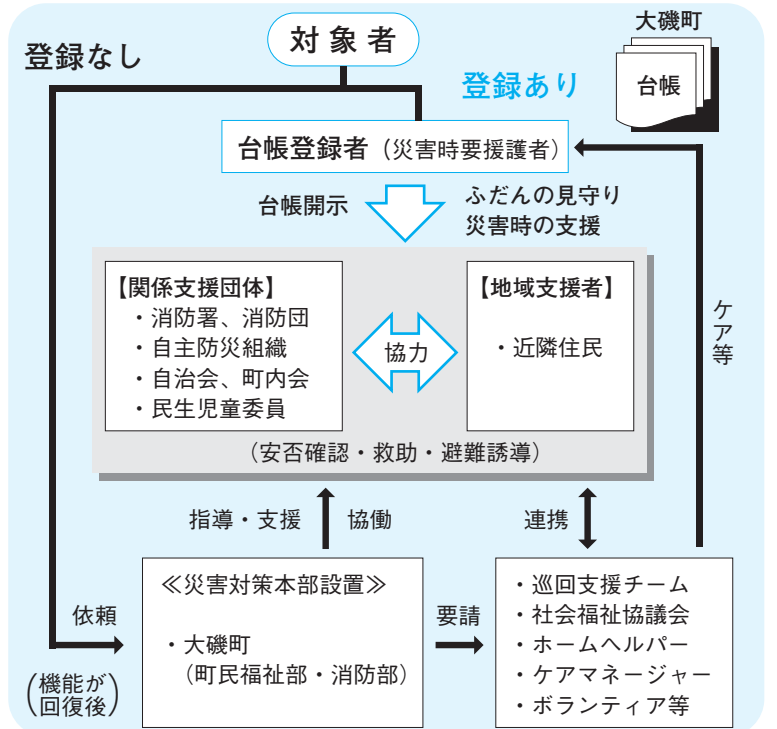
⑨その他支援が必要な方

※登録対象者に該当しない高齢者や障害者等の方でも、家族などの支援が困難なため非常に時に周りの人の助けを希望する人は、ご相談ください。

登録申請の方法について

登録を希望する方は、支援を受けるために必要な個人情報や関係支援団体・消防署・消防団・自主防災組織・自治会・町内会・民生児童委員や地域支援者（近隣住民）等に提供することに同意する方とします。登録をする場合は、災害時要援護者登録名簿申請書を提出してください。この申請書を含めた災害時要援護者支援マニュアルは、町役場福祉課・子育て介護課・防災

災害時要援護者への支援体制



災害時医療救護活動ボランティアを募集

町では地震、風水害等で多数の被災者が発生した場合に救護所を大磯小学校と国府小学校の二箇所開設します。医師会、歯科医師会等の協力のもと、医療救護活動を行います。が、救護所のスムーズな運営のために多くのスタッフが必要となります。

資格をお持ちの方をはじめ、多くの方の協力をお願いいたします。

応募された方については台帳に登録し、個人情報として厳重に管理し、災害時に救護所への参加をお願いするものです。

▼募集対象者

- ① 町内に居住する次の方
 医師・歯科医師・薬剤師
- ② 保健師・看護師等有資格者
- ③ 資格はないが、救護活動に協力いただける方

◎問い合わせ・申込み

子育て介護課
 ☎内線309